

令和8年度 かいご・ふくし就職説明会&面接会 開催要項

1 趣 旨

滋賀県内において、介護・福祉職場への就職や転職をお考えの方の就職・転職活動の支援を目的に、介護・福祉職場の職員との対話を通じて福祉の仕事の魅力を実感し、介護・福祉職場への理解を深め、福祉の職場で働いてみたいという就労意欲のある人材と、社会福祉施設・事業所とのマッチングの場とするため開催します。

① 気軽に参加しやすく、話しやすい雰囲気づくり

気軽に参加でき、来場者と事業所の職員が語り合い、来場者が事業所への理解・共感を深め、事業所への就業につながる場となることを目指します。

② その場で面接を行うことが可能

事業所職員との語り合いや求人等の資料から、「働いてみたい」と希望する法人ブースで面接を行うことが可能です。

2 主 催

滋賀の縁創造実践センター 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
滋賀県介護・福祉人材センター
滋賀県

3 日時・出展法人数・会場

開催日	時間(予定)	出展法人数(予定)	会場
令和8年7月26日(日)	13:00~16:00 (最終受付 15:30)	18 法人	草津市立市民総合 交流センター(キラリエ草津) 大会議室

- ※ 出展法人数は会場の都合で変更することがございますのでご了承ください。
- ※ 当日資料として、「福祉のお仕事」サイトに掲載中の有効な求人票を冊子にして配布します。

4 出展対象法人

(1)滋賀県介護・福祉人材センター(「福祉のお仕事」)に事業所登録があり、開催日当日において現に有効な求人があること。

(2)介護業務の経験・未経験にかかわらず求人があること。

(3)正規・常勤・非常勤と各種雇用形態の求人があること。

5 内 容

(1)各ブースでの説明会&面接会

法人・事業所の概要や求人の説明、就職・転職希望者からの様々なご質問にお答えします。

※ターム制ではありません

ブースでは説明を聞くだけの方、面接を希望される方など様々な求職者とのご対応となります。

(2)フリーブース(2ブース)を設けます。

法人ブース内だけでは対応が難しい場合(個人情報上等)は、フリーブースも使用していただけます。

(3)人材センター相談コーナーを設け、求職者の就労サポートをおこないます。

6 参加対象者

介護・福祉職場への就職を考えている学生の方

介護・福祉職場への就職・転職を考えている方

※いずれも滋賀県介護・福祉人材センター(「福祉のお仕事」)での求職登録が必要です。

7 参加費

無料

8 出展料

無料

9 出展申込

滋賀県内で事業を展開する法人で「福祉のお仕事」サイトにて「事業所登録」があり、出展を希望される場合は以下のとおり申込をお願いします。

法人単位(医療法人・社会福祉法人・株式会社など)でお申込みください。**事業所単位での申込みは不可です。**

※グループ内で法人が分かれている場合についても、法人ごとでの申込可とします。

出展時には、本センターで取り扱える求人を持有することを前提にお申込みください。(“12”参照)

申込受付期間等	申込受付期間 令和8年4月24日(金) 正午まで【厳守】 申込方法と手順 ・本センターHP [https://fukushi.shiga.jp/] トップページのお知らせに申込フォームのURLを公開しますので、所定事項をご入力の上申し込んでください。ページ最下部の送信ボタンをクリックすれば申込完了です。 ・複数のお申込みが確認された場合は、締切日に近い方(日時の遅い方)のお申込みを受付けます。 ・フォーム入力が困難な場合は、お手数ですが事務局までお問合せください。
抽選方法	・申し込みが募集ブース数を超える場合は、 抽選を行います 。 ※ ブース番号も併せて抽選します。
出展決定通知	・出展決定通知のご案内は、 令和8年5月中旬頃 に文書にて発送予定です。 ・出展をお断りさせていただく場合も文書にてご連絡いたします。

10 出展決定後の手続き等について(必須)

出展決定後は必ず以下のお手続きをお願いします。

- ・「福祉のお仕事」への求人票申請をお願いします。(求人事業所登録が前提となります。)
- ・その他、当日配布冊子等に関して必要な情報を提供していただく場合があります。

11 取り扱い可能な求人範囲

【重要】

必ず以下をご確認のうえ、本センターで取り扱える求人を有することを前提にお申込みください。

当センターで取り扱うことのできる求人範囲は下記のとおりです。

- (1)社会福祉事業に従事する職業(社会福祉法人が行う公益事業に従事する事業を含む。)あっせん対象事業所は社会福祉事業を実施する事業所(社会福祉法人が行う公益事業に従事する職業を含む。)
- (2)介護保険事業所
- (3)障害者総合支援法に規定する事業
- (4)地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業
- (5)行政の相談所(福祉事務所、児童相談所等)
- (6)上記(1)から(5)以外の社会福祉事業に関する分野において、社会福祉の国家資格を持つ専門職への就労あっせん
- (7)老人福祉法に規定する有料老人ホーム

※「サービス付き高齢者向け住宅」(但し「特定施設入居者生活介護」等介護保険事業であれば範囲内です)や「病院の看護職」等の求人は取扱の範囲外となります。

※事業主は労働者の募集及び採用について、年齢に関わりなく均等な機会を与えなくてはならないこととされています。この趣旨をご理解いただき、求人票提出の際には、例外的に年齢制限が認められる場合を除き、年齢制限を行わないようお願いします。

12 お問合せ

滋賀の縁創造実践センター 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
滋賀県介護・福祉人材センター

くさつセンターTEL:077-567-3925 * FAX:077-567-3928

ひこねセンターTEL:0749-21-6300 * FAX:0749-21-6205